

【要注意】 新型コロナ抗原検査

休日当番医における 時間外緊急院内検査加算の減点事例

上記の減点事例が寄せられました。コンピュータチェックの関係なのか否か、減点理由は定かではありませんが、この間見られなかった事例です。基本的に緊急性等の下記の要件を満たせば算定可能です（基金確認済み）。

「検査機器等」とは、医療機関に具備されている検査機器を指します。緊急に必要として行った試験紙法による検査であっても算定できます。なお、在宅当番医の日であっても算定可能です。

同様の事例がございましたら協会までお寄せください。

時間外緊急院内検査加算について

Q 1 時間外緊急院内検査加算はどのような場合に算定できるのか。

A 診療時間以外の時間、休日または深夜に外来患者に対して診療を行った際、緊急に検体検査の必要性を認め、医療機関内にある検査機器等を使って検査を実施し、治療を行った場合に算定できます（1日につき200点）。算定する場合には、レセプトに検査の開始日時の記載が必要です。

なお、時間外等の定義については、初診料で規定されている時間外等の加算と同様です。

Q 2 新型コロナウイルス感染症に対するPCR、抗原定性（迅速診断キット検査）を診療時間外休日当番医に緊急に検査した場合、同加算は算定できるのか。

A 算定できます。ただし、PCR検査を外部委託している場合は加算不可です。なお、同加算は公費「28」の対象とはなりません。医療保険に請求します（同加算はD012感染症免疫学的検査のインフルエンザウイルス抗原定性（迅速診断キット検査）の場合も同様）。